

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(37)	2
江東区道路占用規則の一部を改正する規則(38)	2
江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則(39)	2
江東区事務手数料条例の一部を改正する条例第2条の規定の施行期日を定める規則(40)	4

◎告 示

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について(356)	5
保管自転車処分告示について(平成26年7月下旬)(360)	5
地域密着型サービス事業所の新規指定に係る公示について(376)	5
保管自転車処分告示について(平成26年8月上旬)(377)	6
江東区環境学習情報館の臨時休館について(386)	6
特別区道路線の区域変更について(393)	6
特別区道路線の供用開始について(394)	8
都市公園の面積変更について(397)	8

◎告 示(教)

平成26年第5回江東区教育委員会臨時会の招集(15)	10
平成26年第8回江東区教育委員会定例会の招集(16)	10

◎告 示(選)

平成26年9月2日現在調製の選挙人名簿の縦覧場所(25)	10
平成26年9月2日現在調製の在外選挙人名簿の縦覧場所(26)	10
選挙人名簿からの抹消(27)	10
選挙権を有する者の50分の1の数、3分	

の1の数及び6分の1の数(28)	10
------------------	----

◎告 示(監)

平成26年度第1回定期監査の結果について(12)	11
--------------------------	----

規	則
---	---

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月1日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第37号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月江東区規則第107号)の一部を次のように改正する。

第11条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「次条第1項において「母子家庭自立支援給付金」を「同法第31条の10の規定により同法第31条の規定を準用する場合は、父子家庭自立支援給付金。次条第1項においてこれらを「母子家庭自立支援給付金等」に改める。

第12条第1項中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭自立支援給付金等」に改める。

(江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和50年3月江東区規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

江東区道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月1日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第38号

江東区道路占用規則の一部を改正する規則

江東区道路占用規則(昭和52年9月江東区規則第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第7条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「第7条第8号から第10号まで」を「第7条第3号、第9号、第10号及び第12号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月1日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第39号

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私道排水設備助成条例施行規則(昭和57年7月江東区規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

種別	形状	深さ	単位	単価 (円)		備考
				一般工事	工事困難	
排水本管	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	26,409		深さは、 人孔間の 平均深さ とする。
		深さ 1.00m以上		32,577		
	内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	27,567		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		33,735		
		深さ 1.40m以上 1.80m未満		56,284	65,326	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		68,507	77,631	
		深さ 2.20m以上 2.60m未満		91,921	101,251	
		深さ 2.60m以上		100,115	109,445	
	内径 250mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	34,103		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		41,813		
		深さ 1.40m以上 1.80m未満		60,378	69,682	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		73,006	82,355	
		深さ 2.20m以上 2.60m未満		96,787	106,379	
		深さ 2.60m以上 3.00m未満		105,385	119,845	
		深さ 3.00m以上 3.40m未満		117,495	133,850	
	内径 300mm ・塩化ビニル	深さ 1.40m未満	m	48,075		
		深さ 1.40m以上 1.80m未満		67,419	77,734	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		80,866	91,304	
		深さ 2.20m以上 2.60m未満		105,521	116,165	
		深さ 2.60m以上 3.00m未満		114,890	130,504	
内径 350mm ・塩化ビニル	深さ 1.80m未満	m	72,227	83,083		
	深さ 1.80m以上 2.20m未満		85,858	96,810		
	深さ 2.20m以上 2.60m未満		109,470	120,627		
	深さ 2.60m以上 3.00m未満		119,822	131,638		
	深さ 3.00m以上 3.40m未満		134,777	146,591		
取付管	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	21,233		深さは、 排水本管 (人孔 間)の平 均土被り とする。
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		22,867		
管防護	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.40m以上	m	24,829		
		内径 200mm ・塩化ビニル		26,570		
		深さ 1.00m未満		28,203		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		30,165		
管防護	内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.40m以上	m	12,653		
		内径 250mm ・塩化ビニル		13,204		
		深さ 1.00m未満		14,554		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		14,983		
人孔	人孔 矩形人孔 内法 60cm×90cm	深さ 1.00m未満	箇所	455,900		
		深さ 1.00m以上 1.20m未満		526,807	530,683	
		深さ 1.20m以上 1.40m未満		569,810	573,685	
		深さ 1.40m以上 1.60m未満		616,361	620,237	
		深さ 1.60m以上 2.00m未満		692,735	697,042	
		深さ 2.00m以上		808,691	815,151	

		円形人孔 内径 70cm	深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上 1.20m未満 深さ 1.20m以上	箇所	222,151 237,529 273,181	275,335
		円形人孔 内径 90cm 以上	深さ 1.20m未満 深さ 1.20m以上 1.40m未満 深さ 1.40m以上 1.60m未満 深さ 1.60m以上 2.00m未満 深さ 2.00m以上 2.40m未満 深さ 2.40m以上 2.80m未満 深さ 2.80m以上 3.20m未満 深さ 3.20m以上 3.60m未満 深さ 3.60m以上	箇所	428,377 502,154 542,072 626,515 700,006 791,462 884,509 972,776 1,037,911	505,598 545,516 631,251 707,327 808,257 901,305 999,045 1,064,181
	副 管	内径 200mm ・塩化ビニル	高さ 1.00m未満 高さ 1.00m以上 1.50m未満 高さ 1.50m以上 2.00m未満 高さ 2.00m以上	箇所	76,189 92,484 120,952 137,145	
汚 水 ま す		内径 35cm L形ます 丸ます		箇所	69,861 80,406	
		内径 50cm L形ます 丸ます	深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上 深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上	箇所	74,876 88,906 86,511 100,541	
		内径 70cm		箇所	251,816	
雨 水 ま す		内径 35cm	1 枚蓋 (深さ 0.80m) 2 枚蓋 (深さ 1.00m)	箇所	65,965 114,265	
		内径 50cm	1 枚蓋 (深さ 0.80m) 2 枚蓋 (深さ 1.00m)	箇所	73,879 122,179	
格 子 蓋 雨 水 ま す		内径 50cm (標準型)		箇所	79,011	
		内径 35cm (角型)		箇所	65,199	
L 型 側 溝		250B 300B		m	13,338 13,817	
		250B用 300B用		m	6,061 6,467	
試 験 堀		A 形 (2.0m × 1.0m × 1.5m)		箇所	94,609	
		B 形 (1.5m × 0.7m × 1.3m)			29,257	
		C 形 (1.0m × 0.7m × 1.0m)			14,626	
障 害 物 切 廻 し				式	東京都水道局(水道管)、 東京瓦斯株式会社(ガス 管)等の発行する領収書 記載金額の 100 分の 90 以内	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例第

2条の規定の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年9月1日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第40号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例第2条の規定の施行期日を定める規則
江東区事務手数料条例の一部を改正する条例（平成26年6月江東区条例第18号）第2条の規定の施行期日は、平成26年11月25日とする。

告 示

◎江東区告示第356号

介護保険法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所を廃止したので、下記のとおり告示する。

平成26年8月6日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業者番号
1390700043
- 2 事業所の名称及び所在地
みどり高齢者在宅サービスセンター
東京都墨田区緑二丁目5番12号
- 3 事業者及び代表者
事業者 社会福祉法人 寿公会
東京都墨田区緑二丁目5番12号
代表者 理事長 木口 恒夫
埼玉県熊谷市籠原南1丁目147番地
- 4 廃止年月日
平成26年8月1日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

◎江東区告示第360号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

平成26年8月8日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第376号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業所及び指定介護予防地域密着型サービス事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成26年8月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業者番号
1276600093
- 2 事業所の名称及び所在地
プラチナホーム 一宮 なのはな
千葉県長生郡一宮町船頭給249番地の1
- 3 事業者及び代表者
事業者 株式会社 レイクス21
東京都中央区京橋一丁目11番8号
代表者 代表取締役 池 俊明
千葉県浦安市東野一丁目27番1-1301号
- 4 指定年月日
平成26年8月15日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、平成26年9月3日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

平成26年9月3日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	江36号	江東区東陽六丁目1番1先から 江東区東陽五丁目3番2先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

◎江東区告示第377号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

平成26年8月25日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第386号

江東区環境学習情報館条例(平成18年12月江東区条例第54号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

平成26年8月29日

江東区長 山 崎 孝 明

記

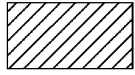
1 休館する施設

名 称	位 置
江東区環境学習情報館	江東区潮見一丁目29番7号

- 2 休館日
平成26年9月28日(日)
- 3 理由
電気工作物の法定点検のため

特別区道江36号線区域変更略図

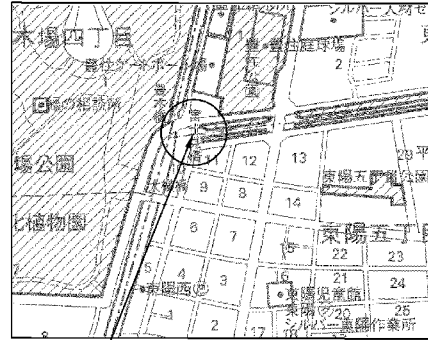
江東区東陽五丁目、六丁目地内



編入区域

延長 21.22メートル

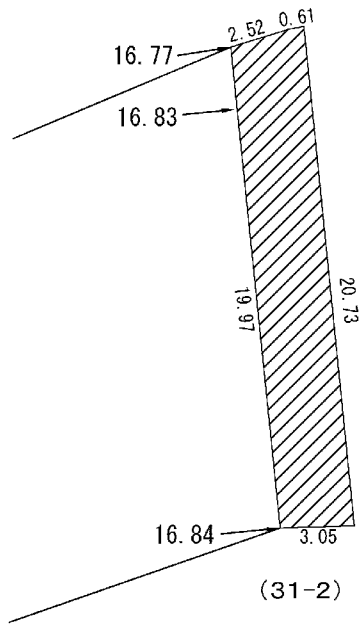
面積 97.71平方メートル



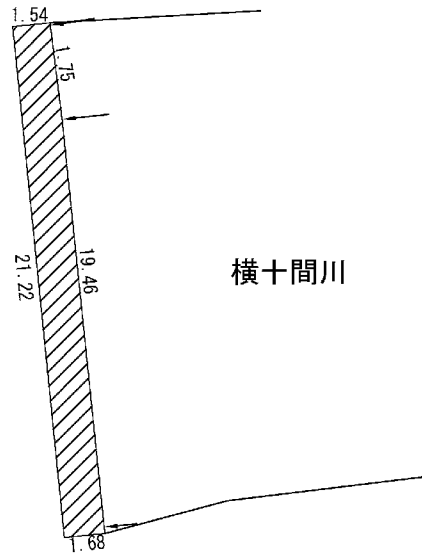
区域変更箇所

東陽六丁目

(12-1)



江36号線



東陽五丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成26年9月3日から下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、平成26年9月3日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

平成26年9月3日

江東区長 山崎孝明

記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江36号	江東区東陽六丁目12番1先から 江東区東陽五丁目31番2先まで	なし

◎江東区告示第397号

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)第3条第2項の規定に基づき、次の公園を平成26年9月5日から面積を変更する。

平成26年9月5日

江東区長 山崎孝明

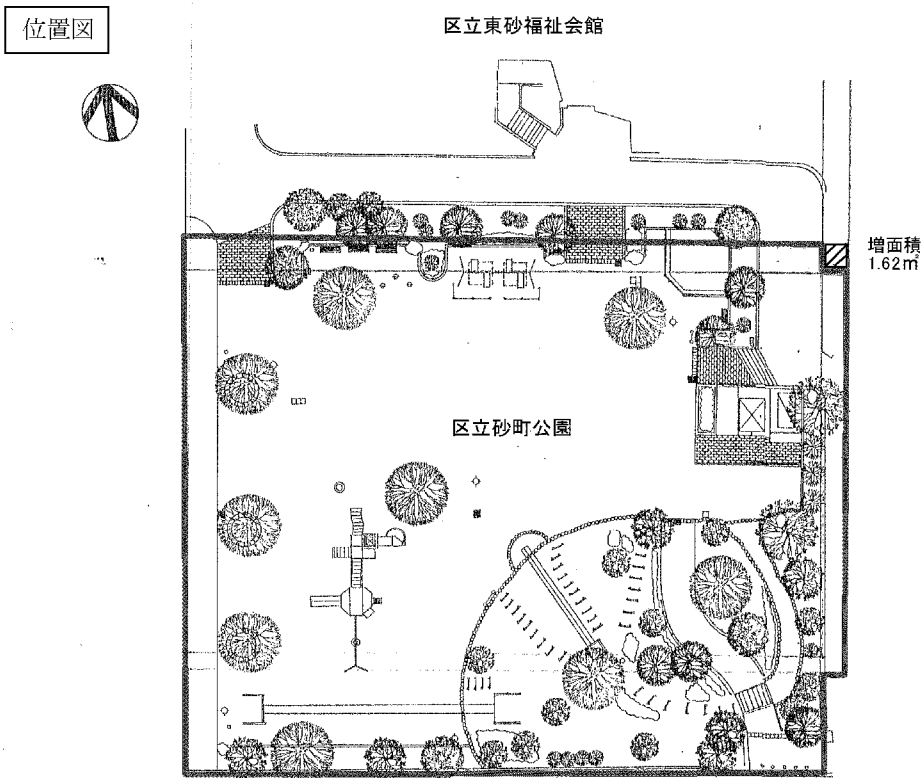
1 面積変更をする公園

名称	位置
江東区立砂町公園	江東区東砂七丁目15番3号

2 供用開始日 平成26年9月5日

3 区域及び面積 別図のとおり

名称：砂町公園
所在地：江東区東砂七丁目15番3号
面積：2,705.84㎡(旧面積 2,704.22㎡ 増面積1.62㎡)



告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第15号

下記により、平成26年第5回江東区教育委員会臨時会を招集する。

平成26年8月18日
江東区教育委員会
委員長 宇佐美 衛
記

- 1 日時 平成26年8月21日(木)
午前10時00分
- 2 場所 江東区役所
- 3 教育長の報告
 - (1) 平成27年度生学校選択制度(新1年生)の取扱いについて ほか
- 4 協議事項
 - (1) 通学区域の変更について
 - (2) いじめ防止基本方針の策定等について

◎江東区教育委員会告示第16号

下記により、平成26年第8回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成26年8月19日
江東区教育委員会
委員長 宇佐美 衛
記

- 1 日時 平成26年8月22日(金)
午前10時
- 2 場所 教科書センター(江東区教育センター内)
- 3 教育長の報告
 - (1) 南陽小学校校舎増築その他改修計画(案)について ほか
- 4 協議事項
 - (1) 特別支援学級教科用図書採択(平成27年度)について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成26年9月2日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成26年8月29日
江東区選挙管理委員会

縦覧場所
江東区役所 江東区東陽四丁目11番28号

◎江東区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成26年6月3日から平成26年9月2日までの間に在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成26年8月29日
江東区選挙管理委員会

縦覧場所
江東区役所 江東区東陽四丁目11番28号

◎江東区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第3号の規定により、江東区選挙人名簿から、別紙のとおり26名を抹消した。

平成26年9月2日
江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年9月2日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
7, 915
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数
131, 910
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
65, 955

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項の規定に基づき、平成26年度第1回定期監査の結果を、別紙のとおり公表する。

なお、高橋委員及び細田委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成26年8月15日

江東区監査委員	伊 藤 貫 造
同	小 出 功
同	高 橋 めぐみ
同	細 田 勇

〔別紙〕

平成26年度第1回定期監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象施設

- (1) 男女共同参画推進センター
- (2) 塩浜福祉園
- (3) 清掃事務所
- (4) 教育センター
- (5) 江東図書館
- (6) 深川図書館（白河こどもとしょかんを含む。以下同じ。）
- (7) 東陽図書館
- (8) 豊洲図書館

2 監査の対象事項

- (1) 男女共同参画推進センター、塩浜福祉園、清掃事務所、教育センター、江東図書館
平成24及び25年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について
- (2) 深川図書館、東陽図書館、豊洲図書館
平成23、24及び25年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

3 監査の実施期日

平成26年5月14日（水）から同月20日（火）まで（5日間）

第2 監査の手続

施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の委託契約業務における個人情報 の取扱いについても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。